

平塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市人権施策推進指針（令和5年6月改定）に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくりに取り組むため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力によって継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 申告 本市内への転入前に、本市とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結している他の自治体（以下「締結自治体」という。）において、第4条第1項に類する行為をし、第8条第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた2人が、当該事実及び継続してパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓等の対象者)

第3条 宣誓又は申告（以下「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有している、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと及び現に宣誓等しようとする者以外のものとパートナーシップがないこと。
- (4) 宣誓等をする者同士が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の場合を除く。）

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約の上、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3月以内に住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

(本人確認)

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するときに、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に必要があると認める場合は、パートナーシップの宣誓における氏名について、戸籍上の氏名と併せて、通称名を用いることができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

(申告の方法)

第7条 申告をしようとする者は、申告日を予約の上、市職員の面前においてパート

ナーシップ宣誓継続申告書（第2号様式。以下「申告書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 転入前の締結自治体で交付を受けた受領証等類似書類（以下「旧受領証等類似書類」という。）
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 転入前の締結自治体において申告をしようとする者同士が養子縁組をしていた場合は、現に養子縁組をしていないことを証明する書類（申告日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第2項、第5条及び前条の規定は、申告をする場合について準用する。

（受領証等の交付）

第8条 市長は、宣誓等がなされた場合において、宣誓等をした者（以下「宣誓者等」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓者等に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（第3号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（第4号様式。以下これらを「受領証等」という。）に宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という。）の写しを添えて交付する。この場合において、前条第1項の規定による申告がなされたときは、転入前の締結自治体の宣誓日を引き継ぐものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による申告がなされた場合であって、前項の規定により受領証等を交付したときは、転入前の締結自治体に対して申告書の写し及び旧受領証等類似書類の原本を添付した上で、新たに受領証等を交付した事実を通知するものとする。

（受領証等の再交付）

第9条 前条第1項の規定により、受領証等の交付を受けた宣誓者等は、受領証等の紛失、き損、汚損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、宣誓書等が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式）により申請することができる。

2 第5条の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

3 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者等は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(第6号様式)を市長に提出し、受領証等を返還しなければならない。

- (1) 宣誓者等の双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 宣誓者等の一方又は双方が市外に転出した場合(宣誓者等が締結自治体へ転出し、締結自治体に対してパートナーシップ宣誓制度の申告をした場合を除く。)
- (3) 次条の規定により宣誓等が無効となったとき
- (4) その他宣誓等の対象者に該当しなくなったとき

2 宣誓者等が締結自治体に転出し、当該締結自治体に対してパートナーシップ宣誓制度の申告をした場合において、受領証等を提出したときは、受領証等は前項の規定により返還されたものとみなす。

(無効となる宣誓等)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓等は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第2項又は第7条第2項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(返還又は無効に係る交付番号の公表)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、第10条の規定により返還となり、又は前条の規定により無効とした受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日に施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による宣誓の手続その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月1日に施行する。